

農業委員会定例会 8月

1. 開催日時 令和3年8月20日 午後2時00分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 6番委員

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第4号 青年等就農計画認定の審査について

5. その他

6. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	<p>皆さんこんにちは。毎日雨が多く、梅雨が2回きたような状態で、皆さん大変だと思います。露地野菜・果樹を作られている方は、炭疽病等の病気により収穫が困難になるかもしれません。また、稲作で収穫がまだできていない方につきましても大変だと思います。この雨が早く終息することを願うばかりです。それとともに、県ではコロナの関係が非常にひっ迫しております。小豆島でもここ何日かずっと（感染者が）出ています。そのような中でございますが、皆様には農地パトロールをよろしくお願ひします。私も、タブレットを持って行いました。（タブレットは）非常に便利で、（紙の）地図とともに（タブレットを）持って歩いて回りました。これから（農地パトロールを）される方には（タブレットの利用を）よろしくお願ひし申し上げます。コロナ下でございますから、皆様方にご協力を得て、できるだけ早く会を進行したいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、9番委員、10番委員にお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案に入る前に、1点議案の差替えをお願いします。差替箇所は、議案（図面）の34ページになります。本日配付しているものと差替え願います。</p> <p>1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 40 m² について</p> <p>2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 834 m² について</p> <p>[REDACTED]の[REDACTED]が1番については譲り受け、2番については賃借権の設定により、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。[REDACTED]の現在の経営規模は 180,661.29 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p> <p>補足で、2番につきましては、R3.8.31まで譲受人と利用権設定がされており、3条許可是R3.9.1以降となります。</p>

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 1番については、■さんの希望があつたので、■に話を持っていき所有権移転となりました。2番については、更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■在住の■さん所有の
■ 田 168 m² と
■ 畑 544 m² と
■ 畑 51 m² と
■ 田 507 m² と
■ 畑 186 m² と
■ 畑 13 m²（現地確認不能） と
■ 畑 75 m² の計7筆1,544 m²について
■の■さんが譲り受け、■を栽培する計画となっています。■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 現在、■さんは施設に入っております。■さんは（■さんの）弟にあたり、今回、譲渡する形になります。■さんは年に数回ほ場の管理をされているので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

8 番委員 (図面で) ■■■と■■■は筆界未定とありますが、所有権の移転はできますか。

事務局 別の案件で、数か月前に筆界未定の土地の3条申請がありました。その際にも、筆界未定の土地であっても所有権移転ができると農業会議から聞いています。

8 番委員 ■■■は公図上にありませんが、どこにありますか。

事務局 こちらにつきましては、2～3カ月前にも同じような現地確認不能の案件がありました。場所（の記載）が登記簿にはありますが現地がどこかわからぬいため、公図には出てきませんが、これも所有権移転については可能です。ただし、非農地証明等の現況が農地でないと証明する場合は、場所が確定していないとできません。

8 番委員 ありがとうございます。

9 番委員 地番はあるのに、公図がないとはどういうことでしょうか。

事務局 長狭物の一部等になっているといった、場所が不確定なものです。

9 番委員 謄本にあるのなら、公図もあるのではないでしょうか。

事務局 登記簿謄本に、「現地確認不能」と記載されています。おそらく■■■の近くになると思われますが、場所がはつきり確定できていません。

9 番委員 法務局にもありませんか。

事務局 ありません。

議長 登記上不明確でございますが、登記がこうなっているなら仕方ありません。他にご意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、■在住の■さん所有の ■田 325 m ² について ■の■さんが譲り受け、申請地では■を栽培する計画となっています。■さんの現在の経営規模は3,142 m ² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	■さんは昔、■に住んでいましたが、現住所は■になります。■にいくつか農地がございます。ここは、■さんの■に囲まれた場所に位置しており、■さんは農業をされないため、■さんが譲り受けることになりました。問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、■在住の■さん所有の ■畠 150 m ² と ■畠 186 m ² の計2筆336 m ² について ■の■さんが譲り受け、■を栽培する計画となっています。■さんの現在の経営規模は768 m ² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さんは欠席しておりますが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 6番委員からは、特に問題ありませんと聞いています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■在住の■さん所有の
■畠 1,274 m² について
■の■さんが譲り受け、申請地では■を栽培する
計画となっています。■さんの現在の経営規模は746.16 m²で、5アール
の下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当し
ないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員は欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 6番委員からは問題ないと聞いています。

議長 この件について意見はありますか。

10番委員 (ここは) ■さんとどのような関係があるのでしょうか。

議長 ここは、以前私も耕作していました。（この農地については、）少し事情が
あります。ここは、最初、■が借りていた農地でしたが耕作できなか
ったため、次に、■さんの関係で■さんが耕作することになりました。
しかし、（■さんが）小豆島から離れたため、その後、私が耕作し
ていましたが、耕作できそうになかったので■に返しました。た
だ、■は全然耕作できていません。測量して転用等を検討している
のかなと思っていたら、■さんが買うことになっていました。■
さんは■の方で、今後転用を考えているのかなと思います。私
の方からは■さんに何か耕作するようにはお話ししようと考えていま

す。場所は■さんの（畑の）隣接農地になります。
他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の7番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、■在住の■さん所有の
■畠 48m²について
■の■さんが譲り受け、申請地では■を栽培する
計画となっています。■さんの現在の経営規模は903m²で、5アールの下
限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しない
ため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員は欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 6番委員からは問題ありませんと聞いています。

議長 ■さんは■さんの身内にあたります。また、■さんの息子さんが近
くに住んでいるので問題ないと思います。この件について意見はあります
か。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の8番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、■在住の■さん所有の
■畠 322m²について
■の■さんが譲り受け、申請地では■を栽培す
る計画となっています。■さんの現在の経営規模は3,768.34m²で、5ア
ールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該

当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 ■■さんと■■さんにお会いしました。■■、■■について進入路を確保するために、(■■を)売買したようです。ここには■■が植わっているようですが■■に植え替えるようです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■在住の■■さん所有の
■■畠 362m² と
■■畠 20m² の計2筆382m²について
■■の■■が、■■を整備するための転用申請となっています。

■■は現在、申請地を■■の駐車場として利用しており、■■の近くで■■が必要であるため、■■にほど近く耕作放棄されていた申請地を、■■さんとの賃貸契約により使用することとなり、現在まで至っているもので、今回の計画でも■■に譲渡することとなる申請地を選定しています。

申請地は長年にわたり既に駐車場として利用されており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。

転用に係る造成については、擁壁の設置、切土、盛土はなく、現状のまま利用する計画となっています。また、雨水については北側既設水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 事務局から説明があったとおり、長期にわたって駐車場として使用しており、周囲もほとんど宅地のため、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番から4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■在住の■さん所有の
■畠 404 m² について
■のお孫さんである■さんが、隣接の畠（■ 169 m²）を進入路とし、隣接する宅地（■ 119.95 m²）と併せて住宅を建築し、車庫を設置するための転用申請となっています。

■さんは、現在妻と2人で、賃貸アパートで暮らしていますが、将来の両親、祖母の介護等を考えて、実家の近隣に自己住宅を建築することとし、祖父母の所有地から両親と祖母の居住する近隣地を申請地として選定しています。

転用に係る造成については、約1.0メートルまでの既存コンクリートブロック塀と南側は約0.8メートルまでの既存コンクリート擁壁を利用し、切土、盛土はなく、転圧、整地のみを行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南東側水路に排水する計画となっています。

3番は、■在住の■さん所有の
■畠 117 m² について
■の■さんが、隣接の畠（■ 169 m²）を進入路とし、宅地と畠の一部（■ 13.68 m²）を排水路として併せて倉庫を設置するための転用申請となっています。

■さんは、日常生活では利用しない保管すべき物が多くなり、自己住宅

の居住スペースが手狭になってきたため、日常生活で利用しない物等を保管できる倉庫を建築することとし、必要最小限の規模として適する自己の住宅地の隣接地を申請地として選定しています。

転用に係る造成については、切土、盛土はなく、転圧、整地のみを行う計画となっています。また、雨水については豊橋から西側既存私設水路に排水する計画となっています。

続いて4番ですが、議案の記載について、譲受人は [REDACTED] を代表して [REDACTED] の住所になっています。

4番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の

[REDACTED] 畑 99 m² と

[REDACTED] 畑 70 m² の計2筆 169 m²について

[REDACTED] の [REDACTED] さんと [REDACTED]

[REDACTED] の [REDACTED] さんが、それぞれ2番の住宅を建築し、車庫を設置しようとする畠と宅地 ([REDACTED]、[REDACTED] 523.95 m²)、3番の倉庫を設置しようとする畠 ([REDACTED] 117 m²) に進入するべく、隣接する宅地の一部 ([REDACTED]、[REDACTED] 5.49 m²) を排水路として併せて共有の進入路を整備するための転用申請となっています。

[REDACTED] さんは住宅を建築し、車庫を設置、[REDACTED] さんは倉庫を設置する計画がありますが、各計画地に接面する道がなく、車両が進入できる进入路が必要で、周辺の建物立地により既存里道を拡幅できないことから、共用する进入路を確保することとし、申請地を選定しています。

転用に係る造成については、西側と南東側に1.0メートルまでのコンクリート擁壁を設置し、花崗石で0.8メートルまでの盛土、0.15メートルまでの再生砕石と1:0.09、1:0.008のスロープとするコンクリート舗装による舗装を行う計画となっています。また、雨水については南側既存私設水路に排水する計画となっています。

申請地はいずれも第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員

今、説明があったとおり、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] は [REDACTED] さん所有の土地です。[REDACTED] さんも [REDACTED] さんも进入路がなかったため、土地を分けてもらい、进入路を作るようです。[REDACTED] さんの家は、現在、ブロックで囲って

いるようですが、一部崩して、進入路に続くようになります。また、
■、■、■の間には水路がありますが、暗渠にするので問題ありません。■の西側にも水路がありますが、これも残す話がで
きているようです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の5番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、6月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）で審議いただいた案件の転用申請です。

■在住の■さん所有の
■畠 936 m² と
■畠 296 m² の計2筆1,232 m²について
■の■が、隣接する雑種地と宅地（■、
■、■、■、■、■、■
6,524.43 m²）と併せてその敷地を拡張し、資材置場を整備するための転用
申請となっています。

■は現在、■が■に使用する
■を運搬船から荷揚げし、■の■までトラック輸送して
■に保管していますが、近年の運搬船の大型化により一度に
運び込む■の量が増大しており、保管場が足りない状況となっているた
め、新たに保管できる場所を確保することとし、■に隣接す
る申請地を最適地として選定しています。

転用に係る造成については、約1.5メートルのコンクリートブロック擁壁
を設置し、約1.7メートルの切土を行う計画となっています。また、雨水
については自然浸透により排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に
問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い
と判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 現地確認をしたところ、(申請地は)周囲より1.5メートル低くなっています。段差がついている2枚の畑を平地にして使うそうです。排水が心配ですが、宅地の[REDACTED]の下側に水が流れるようになっているため、そこを水が流れるのかなと思います。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、
5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【5番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED]田 1,057m²について
[REDACTED]の[REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は5番委員です。更新ということですが、この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【5番委員着席】

5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番と3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED]田 476 m² について

3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED]田 492 m² について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。

申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の、2番は賃貸借、3番は使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 本人に確認できていませんが、現地は10年木が植わっており実も多くつけておりました。北側は、[REDACTED]となっておりますが[REDACTED]が建っています。東側には[REDACTED]の跡地があります。西側は道路です。木自体10年経っているので問題ありません。

議長 ここは、[REDACTED]さんが亡くなつてから、私に耕作依頼がありましたが、[REDACTED]に認定新規就農者と認定農業者がいるのでそちらに頼んでみてはどうかと伝えました。その結果、(認定新規就農者である) [REDACTED]さんがすることになりました。[REDACTED]さんが以前、[REDACTED]さんのところに勤めていた際に植えた木があるそうです。愛着もあり、彼自身熱心にされると思います。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番から7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

- 事務局 4番は、■在住の■さん所有の
■畠 855 m²について
5番は、■在住の■さん所有の
■畠 804 m²と
■畠 452 m²の計2筆1,256 m²について
6番は、■在住の■さん所有の
■畠 477 m²について
7番は、■在住の■さん所有の
■畠 1,826 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■の■さんに貸し付けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
- 議長 地元委員さんは欠席です。この場所の前を通る度に、耕作してほしいなと考えておりました。■さんが耕作されるということになりありがたいと思います。ただ、■さんの耕作地は4町近くあるので(耕作できるか)心配ですが、ここは農免沿いで■でも一等地になります。是非頑張っていただきたいです。
この件について意見はありますか。
- 委員一同 ありません。
- 議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の8番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 8番は、■在住の■さん所有の
■宅地(現況:畠) 501.15 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■の■に貸し付ける

ものです。

申請地では、██████████を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 現在、大きな██████████が植わっており、問題ありません。

議長 ここは、亡き██████さんが管理をしておりました。私が██████一帯で██████████を作っていますので（耕作の話が出ました）。所有者の親戚にあたる、██████████が農地の貸し借りについて世話をしてくださいました。農地機構を介しての貸借なので問題ありません。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第4号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号は、██████の██████さんの申請となっております。農業経営の開始は、令和3年6月19日からとなっています。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっています。営農類型については、██████████と██████████の複合経営となっております。将来の農業経営の構想としては、██████の経営を中心に初期費用・コストを抑えて所得向上を図ることを目標とする内容になっています。5年後には年間農業所得200万円、年間労働時間2,000時間を目指すとのことです。
作付面積の5年後の目標は、██████████を████で████、██████████を████で████、██████████を████で████、██████████を████で████生産する計画です。一枚めくっていただきまして、生産方式に関する目標としては、現在所有している軽トラック1台、動力噴霧器1台、管理機1台、草刈り機3台に加えて軽貨物自動車1台、トラクター1台、

耕運機1台、動力噴霧器1台、作業場1棟を栽培面積や収穫量に合わせて増やす計画となっています。

経営管理に関する目標については、青色申告の実施、パソコンによる経理業務の実施、農業簿記の取得を掲げています。

農業従事の態様等に関する目標については、年間110日程度の休日を実施することです。

一枚めくっていただきまして、目標を達成するために必要な措置として、軽貨物自動車1台、耕運機1台、動力噴霧器1台、トラクター1台、作業場1棟を補助事業及び青年等就農資金を活用して購入することとしています。

議長

この件について意見はありますか。

(この案件については、)先程、(地域農業再生協議会) 担い手部会で審査をしまして、いろいろな意見がございました。10番委員の方からもお話がありましたが、(収入につながる) [REDACTED] の将来的な考え方であるとか、私からは、[REDACTED]だけでは生計を保つということは大変不安定であり、特に[REDACTED]を[REDACTED]栽培するのは大変であることと、[REDACTED]が(収入の)主体になるので、この先いろいろ指導を受けながら農業をしてくださいということをお話しております。非常に熱心な方で、彼女が(農業をする)きっかけになったのが、小豆島に来る以前にサトウキビの収穫等を研修で行ったことだそうです。[REDACTED]で勉強しながら、また、5番委員や3番委員にご指導いただきながら、現在に至っているようです。小豆島町としては新規就農ということありがとうございました。この間の、[REDACTED]地区の人・農地プランの(話し合いの)際に本人が来られていました。非常に熱心でまじめな方なので、ご主人に手伝ってもらいながら頑張ってほしいです。厳しい中ではございますが、頑張っていただけたと思います。今回の担い手部会でも激励をしました。

細かいことでかまいませんので何かございませんか。いただいたご意見については、事務局から連絡してもらいます。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、当委員会としては承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 天気が回復したら農地ハトロールをされると思いますが、皆さん、熱中症やハチ、マダニには気を付けて行ってください。ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉会 午後2時50分

議長 会長

議事録署名人 9番

議事録署名人 10番